

任意継続組合員の貯金取扱要綱

貯金規程第15条に規定する理事長が定める必要な事項は、この要綱の定めるところとする。

第1条 貯金の預け入れの方法等【規程第5条】

1. 既に貯金残高のある者の取り扱い
組合員であった期間の貯金の残高は、退職後も継続できるものとし、預け入れは臨時積立のみ取扱う。
2. 残高のない者の取り扱い
任意継続組合員の資格取得後の新規加入を認めることとし、預け入れは臨時積立のみ取扱う。

第2条 貯金の申し込み、一部払戻及び解約の手続等【規程第9条から第14条】

退職日に所属していた所属所を経由することなく、本人と共済組合との間で直接事務手続きを行う。

第3条 貯金台帳の交付等【規程第11条】

共済組合で保管する。

第4条 貯金現在残高通知書の作成及び配付【規程第12条】

貯金規程第12条のほか、貯金現在残高通知書の発行依頼（別紙1・貯金現在残高通知書発行依頼書の提出）があった時は、貯金現在残高通知書を作成し、直接貯金者へ送付する。

第5条 貯金の解約又は一部払戻【規程第13条】

1. 任意継続組合員の資格を喪失した時は、ただちに貯金を解約しなければならない。
2. 一部払戻及び解約請求書の提出締切日及び送金日は、年間スケジュールに沿って組合員と同様に取扱う。

第6条 口座番号

貯金者の口座番号は、任意継続組合員記号番号と同一とする。

第7条 その他

その他の取扱いについては、組合員と同様に取扱う。

第8条 施行期日

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成25・4・1）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（令和7・4・1）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和6年12月2日から通用する。